

| | | | | | | |
|----------------|-------|------|--|--|--|---|
| 政策 業務体系 (現行体系) | 業務説明書 | 業務名 | | | | 頁 |
| | | 登記業務 | | | | 1 |

目的 機能

不動産登記制度は、不動産取引の安全と円滑を図るため、不動産の物理的状態と権利関係を登記簿という国家が備えた帳簿（公簿）に記載して公示する制度である。この不動産登記制度に関する事務は、各種の公共事業や民間資本による不動産売買、不動産を担保とする金融取引並びに個人の住宅需要などによる不動産取引を公示するものとして、国民の権利・義務を直接規律するとともに、我が国経済においてなくてはならない制度基盤であり、同時に、民事訴訟法、民事執行法、民事保全法、破産法、民事再生法等に係る登記を公示することによって、司法紛争の解決のために重要な役割を担っている。

商業・法人登記制度は、会社・法人や商人に関する一定の事項を商業（法人）登記簿に記載して公示し、取引の安全と会社等の信用維持に役立てる制度である。近年、会社の資金調達の迅速化や経営の合理化等の要請を背景とした数次にわたる商法改正により、会社の組織変更や会社の機関、株式、資本等に関する制度等の大幅見直しが実施されるなど、会社の組織や内容を公示する登記制度が非常に重要になっている。

これまで、登記所（法務局・地方法務局及びその支局・出張所）においては、紙の登記簿を備え付け、その記載事項に変動が生じた場合には、当事者からの申請に基づき、紙の登記簿に記載の追記、抹消等を行い、証明書の交付は、紙の登記簿の写しを作成して手交するという事務処理体制であった。しかし、各種の需要の著しい増加に追いつかず、事務処理の遅延、処理の粗雑化、過誤登記の発生、部外者による登記用紙の抜き取り改ざん等、登記制度を適正・円滑に運営することが困難な事態が生じていた。

そこで、法務省民事局では、このような状況に効果的に対応し、登記事務を迅速かつ適正に処理する体制を確立するための方策の一つとして、昭和47年度からコンピュータシステムを用いて登記事務を処理する登記情報システムの研究開発に着手し、昭和63年度から登記情報システムとして全国展開を開始した。登記事務は、不動産登記、商業・法人登記とともに、登記の申請について、受付、調査、記入、校合という一連の手続きにより登記すべき事項を登記記録に記録する事務、登記記録に記録されている事項についての証明に関する事務、その他、各種通知、登記統計表の作成等に関する事務に分けることができるが、登記情報システムは、これらの一連の事務をブックレスによって処理するものであり、全国の登記所に保管されている約2.7億筆個の不動産及び約350万社の会社・法人等の登記情報をすべてコンピュータの磁気記録とする大規模なコンピュータシステムである。

管理 運用体制図

